第三節　経理

（業務に関する帳簿書類）

第三百十五条　法第六十六条の三十七の規定により信用格付業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一　付与した信用格付に関する次に掲げる事項に係る記録

イ　付与した信用格付、当該信用格付を付与した年月日及び当該信用格付の対象となる事項

ロ　第三百十三条第三項第三号に掲げる事項

ハ　信用格付の付与に係る過程に関与した格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名

ニ　信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体で行う場合における当該合議体の構成員の氏名、当該合議体に提出された資料及び意思決定の根拠その他の記録（合議体で行わない場合には、その旨及びその理由）

ホ　関係法人が信用格付の付与に係る過程に関与した場合には、当該関係法人の名称及び所在地

ヘ　主として定量的分析に基づき信用評価を行った場合について、当該定量的分析に基づき信用評価を行った結果と付与された信用格付との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主な事項

ト　信用格付の付与の基礎となる資料（格付関係者との交渉の経過を記録したものを含む。）

チ　格付関係者からの依頼に基づき付与された信用格付であるか否かの別

リ　信用格付業者及びその格付担当者と格付関係者との間における利益相反の有無の確認その他利益相反を防止するために講じた措置の概要

二　信用格付業者に対し手数料を支払った格付関係者に関する次に掲げる事項に係る記録

イ　氏名又は名称及び住所

ロ　手数料の額

ハ　手数料に係る役務の内容

三　信用格付業者が提供する役務又は商品の概要を記載した書面

四　格付付与方針等の基礎となる信用評価に関する書面

五　法令等遵守の状況に関する調査の結果を記載した書面

六　特定行為及び利益相反回避措置を記載した書面

七　監督委員会の議事録

八　信用格付業者の役員又は使用人と格付関係者との間の重要な交渉（信用格付行為に関するものに限る。）の経過に関する記録

九　投資者その他信用格付の利用者から受領した書類又は電磁的記録（信用格付行為に関する苦情に関する記載を含むものに限る。）

十　総勘定元帳

2　前項に掲げる帳簿書類は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3　二以上の信用格付業者（当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を有する場合に限る。）が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して帳簿書類を作成することができる。

（事業報告書）

第三百十六条　法第六十六条の三十八の規定により信用格付業者が提出すべき事業報告書は、別紙様式第二十八号により作成しなければならない。

2　信用格付業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第三百十七条　外国法人である信用格付業者は、令第十八条の四の二ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　登録年月日及び登録番号

三　事業報告書の提出に関し当該承認を受けようとする期間

四　事業報告書に係る事業年度終了の日

五　事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由

2　前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又はこれに代わる書面

二　当該承認申請書に記載された外国法人である信用格付業者の代表者（法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を含む。）が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三　当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3　金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人である信用格付業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあっては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4　前項の承認は、同項の外国法人である信用格付業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一　当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（説明書類の記載事項）

第三百十八条　法第六十六条の三十九に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　信用格付業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ　商号又は名称

ロ　登録年月日及び登録番号

ハ　組織の概要

ニ　株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

ホ　法第六十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二　信用格付業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ　直近の事業年度における業務の概要

ロ　直近の事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　売上高（信用格付行為の役務の対価及び信用格付行為以外の役務の対価の内訳を含む。）

(2)　信用格付業者が一の格付関係者（令第十五条の十六第一項各号及び第二項各号に掲げる者を含む。）から信用格付業に係る売上高の百分の十を超える手数料を得ている場合には、当該格付関係者の氏名又は名称